

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年10月7日

イ 本監査実施日 平成22年11月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年1月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが5件、44,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた教員特殊業務手当については、平成22年11月15日に追給した。 教員特殊業務手当における対外運動競技引率業務について、当該引率は平日は支給対象外と判断し教員特殊業務手当整理簿に記載しなかったものであり、教員へ支給要件を改めて周知徹底を図るとともに、記載漏れがないか給与事務担当者がチェックするよう体制を整えた。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立種市高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年10月5日

イ 本監査実施日 平成22年11月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年1月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の還付に当たり、減免決定後相当期間経過してから還付しているものが6件、79,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の減免決定の際、収納状況の確認が不十分であったため、システム上誤って収納しているものの把握が遅れたことから年度末にまとめて還付していたものであり、確認を十分に行うことにより同様事案を防ぐよう努めることとした。